

令和 6 年度 宜野湾市障害者優先調達推進方針

令和 6 年 6 月 1 日制定

第 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

第 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）で使用する用語の例による。

第 3 適用範囲

本方針の適用範囲は、宜野湾市が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

第 4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、宜野湾市内に事業所を有する次の施設とする。ただし、市長が特別に必要と認める場合は、本方針の対象施設等とすることができる。

（1）障害者総合支援法に基づく事業所

- ア 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 地域活動支援センター
- エ 生活介護事業所
- オ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う施設に限る）
- カ 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

（2）障がい者を多数雇用している企業

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく特例子会社
- イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

- ① 障害者の雇用者数が5人以上であること。
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上であること。
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）
- (4) (1)に準ずる者として、障害者総合支援法に規定する就労継続支援事業所等を利用する障がい者の製作品、生産品の販売促進等の事業を行う者

第5 調達する物品等の種類

障害者就労施設等が提供可能な物品及び役務とする。

第6 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉推進部障がい福祉課（以下「担当課」という。）とする。

第7 調達の推進方法

- (1) 担当課は、年度ごとに、前年度の調達実績等を勘案し、当該年度において調達する物品等についての目標を設定する。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を執行するなど、円滑な調達の推進に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等から供給可能な物品等については、担当課が当該施設等からの情報をもとに宜野湾市関係各部局へ情報提供するものとする。

第8 共同受注窓口の活用

物品等の共同受注調整にあたっては、一般財団法人沖縄セルプセンターを活用するとともに、宜野湾市内に事業所を有する施設等との共同窓口をはかるものとする。

第9 調達方針及び調達実績の公表

担当課は、本方針及び年度毎の調達実績を宜野湾市ホームページ等により公表する。

第 10 調達目標

目標額 過去 5 年間の実績額のうち、最も高い実績額を上回る額。

第 11 その他

物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。